○伊豆市しろばんばの里公園条例

令和４年７月１日条例第12号

伊豆市しろばんばの里公園条例

（設置）

第１条　湯ケ島地区の文学史跡の周遊拠点として観光交流の推進を図るとともに、住民の福祉、健康増進及び余暇の活用を図るため、しろばんばの里公園（以下「公園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

（１）　名称　しろばんばの里公園

（２）　位置　伊豆市湯ケ島151番地の５

（供用日及び供用時間）

第３条　公園の供用日及び供用時間は、規則で定める。

（行為の制限）

第４条　公園において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（１）　物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

（２）　興行を行うこと。

（３）　業として写真を撮影すること。

（４）　競技会、展示会、博覧会、映画会、集会その他これらに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して利用すること。

（５）　花火等火気を使用すること。

（６）　野営等を行うこと。

（７）　前各号に掲げるもののほか、市長が管理上支障があると認めて当該公園に掲示する行為をすること。

２　前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

３　第１項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

４　市長は、第１項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第１項又は前項の許可を与えることができる。

５　市長は、第１項又は第３項の許可に、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（行為の禁止）

第５条　公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）　行商その他これに類する行為

（２）　広告宣伝その他これに類する行為

（３）　公園を損傷し、又は汚損すること。

（４）　竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

（５）　土地の形質を変更すること。

（６）　鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

（７）　立入禁止区域に立ち入ること。

（８）　指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

（９）　前各号に掲げるもののほか、公園をその用途以外に利用する等、公園の利用又は管理上特に支障があると認められる行為

（利用の禁止又は制限）

第６条　市長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認める場合又は公園に

関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

（公園の占用の許可）

第７条　公園に工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けようとする者は、次条で定める事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、その変更が第９条に定める軽易なものであるときはこの限りでない。

３　第１項の規定による公園の占用期間は、10年を超えない範囲内の期間とする。これを更新するときの期間についても同様とする。

（占用許可に係る申請書の記載事項）

第８条　前条第２項に定める申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

（１）　申請者の住所、氏名及び職業

（２）　占用物件の管理方法

（３）　工事の実施方法

（４）　工事の着手及び完了の時期

（５）　公園の復旧方法

（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする事項

（占用許可事項の軽易な変更）

第９条　占用許可事項の軽易な変更は、次に掲げるものとする。

（１）　占用物件の模様替えで、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

（２）　その他前号に類する軽易なもので市長が認めた事項

（使用料）

第10条　この条例による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

２　使用料は、前納とする。

３　市長は、利用期間が長期にわたる場合には、年額又は月額をもって使用料の額を定め、納期を指定してこれを徴収することができる。ただし、別表によりがたいものの使用料については、その都度別表に準じて市長が定める。

（使用料の減免）

第11条　市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第12条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を還付することができる。

（１）　利用者の責めによらない理由により、公園の利用ができなくなったとき。

（２）　公園の利用の前日までに利用を取り消したとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が正当な理由があると認めたとき。

（権利の譲渡等の禁止）

第13条　利用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることができない。

（許可の失効）

第14条　次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可は、その効力を失う。

（１）　利用者が死亡した場合において、その相続人がないとき。

（２）　利用者が法人である場合において、その法人が解散したとき。

（３）　利用者が破産したとき。

（原状回復）

第15条　第７条の許可を受けた者は、公園の占用期間が満了したとき、又は公園の占用を廃止したときは、直ちに公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においてはこの限りでない。

２　市長は、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（監督処分）

第16条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

（１）　この条例又はこの条例の規定に基づく許可条件に違反したとき。

（２）　偽りその他不正な行為により、この条例の規定による許可を受けたとき。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

（１）　公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

（２）　公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

（３）　前２号に掲げる場合のほか、公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

（届出）

第17条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（１）　第７条の規定による許可を受けた者が、公園の占用に関する工事に着手及び完了したとき。

（２）　前号に掲げる者が、公園の占用を廃止したとき。

（３）　第１号に掲げる者が、第15条第１項の規定により公園を原状に回復したとき。

（４）　第16条第１項又は第２項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

（５）　利用者が、その住所又は氏名（法人にあっては、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の住所若しくは氏名）を変更したとき。

（６）　利用者が死亡した場合において、相続人がその権利を承継したとき。

（委任）

第18条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第19条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

（１）　第４条第１項又は第２項の規定に違反して同条第１項各号に掲げる行為をした者

（２）　第５条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

（３）　第16条の規定による市長の命令に違反した者

２　詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

（両罰規定）

第20条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料に処する。

附　則

この条例は、公布の日から２月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（令和

４年８月規則第23号で、同４年８月11日から施行）

別表（第10条関係）

区分		単位		使用料
1　公園を占用する場合	（1）　土地占用の場合	10㎡	1 日	550円
	（2）　催し物のために設けられる仮設工作物	10㎡	1 日	550円
2　第４条第１項各号に掲げる行為をする場合	（1）　物品の販売	10㎡	1 日	3,300円
	（2）　興行、展示会その他これらに類する行為	10㎡	1 日	550円

備考　10平方メートルに満たない端数が生じた場合は、10平方メートルとみなす。